

(別添 1)

都道府県バイオマス活用推進計画の策定に当たっての留意事項について

1 基本的事項

都道府県バイオマス活用推進計画は、次に掲げる事項を内容に含めるものとする。

(1) 目的

当該都道府県において、バイオマスの活用を推進する必要性及び意義について記載する。

(2) 計画期間

計画期間は原則 10 年とし、少なくとも 5 年ごとに見直しを行い、必要な場合は計画を変更することとする。なお、この場合の年単位は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

(3) バイオマスの活用の現状

当該都道府県におけるバイオマスの賦存量、利用量、利用形態、これまでに行ってきた取組など、当該都道府県におけるバイオマスの活用の現状について記載する。

(4) バイオマスの活用に関する目標

計画期間の最終年度において、当該都道府県において達成を図ることとするバイオマスの利用量及び利用率の目標をバイオマスの種類ごとに記載する。

なお、目標の設定に当たっては、当該都道府県内の市町村の取組状況を考慮するとともに、食料の安定供給及び既存の木材利用に影響を及ぼさないよう配慮するものとする。

(5) バイオマスの活用に関する取組方針

(4) に掲げる目標の達成を図るため、当該都道府県において、バイオマスの活用を推進する上で解決すべき課題を明確にし、バイオマスの活用に関する取組方針、取組工程について記載する。

(6) 実施体制

当該都道府県において、取組を推進する上で連携を図るべき市町村、農林漁業者等のバイオマス供給者、バイオマス製品等の製造業者、非営利組織等の関係機関との役割分担、連携・協力等について記載する。

その際、バイオマスの種類及びその利用形態によっては、市町村の範囲を越える広域なバイオマス活用体系の構築が重要なことから、都道府県と市町村との密接な情報交換、市町村間の連携の促進等の取組について必要な事項を記載する。

(7) 取組効果の客観的な検証

都道府県バイオマス活用推進計画の進捗状況、取組の効果等について、定期的に検証を行うこととし、そのために必要な事項を記載する。

2 その他の留意事項

(1) 都道府県バイオマス活用推進計画の公表

都道府県バイオマス活用推進計画を策定した場合は、インターネットの利用、都道府県の公報、都道府県の事務所の掲示板、広報誌への掲載等その他の適切な方法により、その内容について広く周知するとともに、管内市町村に通知することとする。

(2) 都道府県バイオマス活用推進計画の策定・進捗状況の国への連絡

都道府県は、都道府県バイオマス活用推進計画の策定・進捗状況、取組の効果等について、国への情報の提供等に努めるものとする。

(3) 関係者との調整

都道府県は、都道府県バイオマス活用推進計画の策定に当たって、市町村、地域の関係者等と十分に調整を行うものとする。

(4) 他の計画等との整合性

都道府県は、都道府県バイオマス活用推進計画の策定に当たって、バイオマス活用推進基本計画を勘案するとともに、関係する法律等を遵守し、当該都道府県における他の計画等との整合性を図るものとする。

(5) 都道府県バイオマス活用推進計画の策定及び実施に当たっての助言

都道府県は、都道府県バイオマス活用推進計画の策定及び実施に当たって、農林水産省に助言を求めることができるものとする。